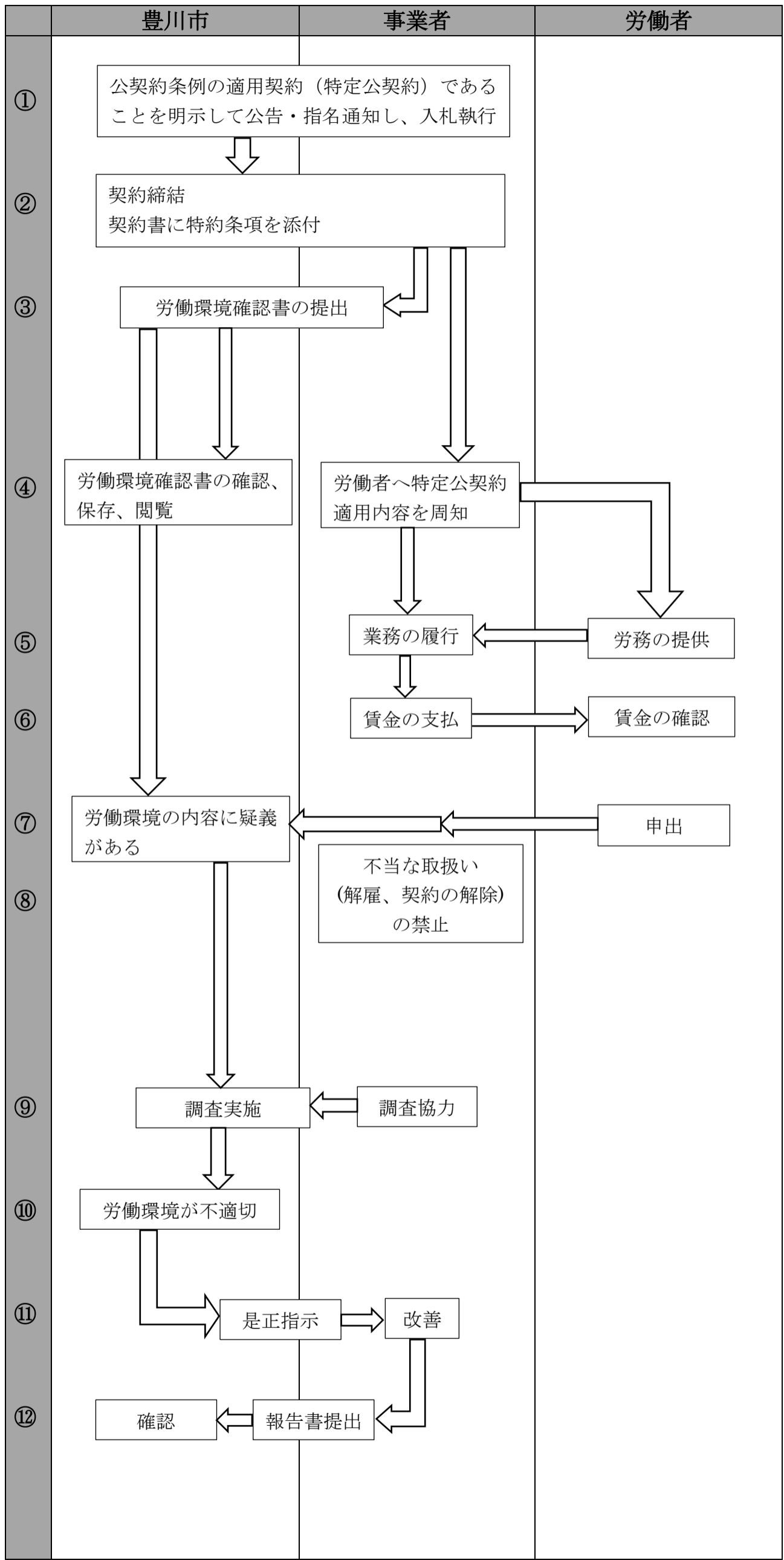


労働環境確認事務の流れ



※特定公契約は、「労働環境確認書」の提出及び「労働報酬下限額」が適用される案件となります。

※事業者は、特定公契約であることを確認した上で、入札参加することになります。

※下請負者を含む事業者は、労働環境確認書を活用して、適用となる契約に係る業務に従事する労働者の労働環境の把握に努めてください。(下請負者は、労働環境確認書の提出義務はありません。)

※下請負者を含む事業者は、公契約条例が適用され、労働報酬下限額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されていることを労働者へ周知してください。(作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者へ直接交付してください。)

※特定公契約に従事するすべての労働者は、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回る場合などは、市又は事業者に申出することができます。

※事業者は、労働者から申出があった場合、誠実に対応するとともに、労働者が申出をしたことを理由に、解雇、請負の契約の解除その他不利益な取扱いをしてはいけません。

※市は、労働者から申出があった場合の事実を確認する場合に、立入調査を行うことができます。

※市は、事業者が特定公契約に定められた事項に違反している場合は是正措置を講ずるよう求めます。

※市は、調査、報告書等確認の結果、労働環境等が不適切な場合は、その旨を公表し、指名停止措置、関係機関への通報が行えます。(該当する事業者のみが対象となります。)